

「千葉市行政改革推進指針（改正案）」に関するパブリックコメント手続の実施について

千葉市では、将来を見据えた行政運営を行うため、千葉市行政改革推進委員会からの提言等を踏まえ、平成27年に策定した「千葉市行政改革推進指針」の改正案を作成しました。

つきましては、この改正案に関するパブリックコメント手続を実施しますので、お知らせします。

1 改正の趣旨

平成27年3月に「千葉市行政改革推進指針」を策定し、行政改革に取り組んできましたが、今後、更に深刻化する人口減少・少子超高齢社会を見据え、過去からの延長線上の積み上げ型ではなく、長期的な視点に立って、あるべき姿を定めた上で、逆算思考で組織的・戦略的に行政改革を行うため、「千葉市行政改革推進指針（改正案）」を作成しました。

2 パブリックコメント手続

(1) 公表期間

令和4年2月14日（月）～3月14日（月）

(2) 公表方法

ア 市ホームページ掲載

【URL】<https://www.city.chiba.jp/go/pbc>

イ 市内施設での閲覧

業務改革推進課（市役所4階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区役所地域振興課、市図書館

3 意見の募集

(1) 募集期間

令和4年2月14日（月）～3月14日（月）

(2) 提出方法

ア 郵送 令和4年3月14日（月）※当日消印有効

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所4階 業務改革推進課

イ FAX 043-245-5692

ウ 電子メール gyomukaikaku.GEI@city.chiba.lg.jp

エ 持参 業務改革推進課（市役所4階）または各区役所地域振興課

(3) 市民等への周知

ア 市政だより 2月号掲載

イ 市ホームページ 2月14日（月）公表

4 意見の公表

意見の概要とその意見に対する市の考え方は、令和4年3月中に市ホームページで公表予定（※住所、氏名等の個人情報は公表しません）

5 今後の予定

令和4年3月中旬 提出された意見の集約及び反映

3月下旬 改正

6 添付資料

(1) 千葉市行政改革推進指針（改正案）概要版

(2) 千葉市行政改革推進指針（改正案）